

令和7年7月1日 第48号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおともに！ ☕ ヒントが見つかる 生活困窮者自立支援制度ニュースレター

司法、金融機関との連携 特集号

48
号

【この号の内容】

1. 司法、金融機関との連携特集

- ◇金融包摂モデルを活用した新たな生活困窮者支援の可能性
- ◇弁護士と行政機関の連携による困窮者支援
- ◇弁護士と行政機関の連携による困窮者支援 Ver.2

2. 今年度も支援ツール活用セミナーを開催します！！

3. ご報告・お知らせ

- ◇改正住宅セーフティーネット法全国説明会を実施しました！
- ◇地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめについてご報告
- ◇室員紹介

◎編集後記

司法、金融機関との連携特集



今年4月に改正生活困窮者自立支援法が施行されてから約3ヶ月が経ち、支援の更なる発展のための取組や検討が全国各地で行われています。

多様な問題を抱える相談者について、一人一人にあった支援を行うためには、様々な関係機関と連携し、適切な支援にスムーズにつなげることが大切です。このため、改正法の施行に伴う支援会議のガイドラインなどの改訂では、新たに「金融機関」と「司法（法律の専門家）」を重要な連携先として明記しました。

今回の特集では、これら2つの分野と生活困窮者支援の連携の事例や可能性についてご紹介します！

○金融包摂モデルを活用した新たな生活困窮者支援の可能性（p.2）

自治体や福祉事務所が金融機関と包括的連携協定を結ぶことなどにより、支援を必要とする方の情報を早期に求めることを可能にします。

○弁護士と行政機関の連携による困窮者支援（p.3）

愛知県弁護士会が会内に設置したワンストップの窓口機能を持った行政連携センターによって、愛知県内の自治体に個別に担当弁護士を配置し、行政と連携しながら生活困窮者支援における法的サービスの拡充を図っています。

○弁護士と行政機関の連携による困窮者支援Ver.2（p.4）

大阪弁護士会は、2015年に生活困窮者自立支援制度における相談事業が全国で開始したことに合わせて、大阪府内の自治体と連携しながら法律相談事業を行っています。

① 福祉×金融の連携による生活困窮者支援の新たなモデル作り

今回紹介する福祉×金融の連携モデルは、内閣府SIP*の研究開発テーマの一つで、高齢者が生涯にわたって自立的に経済活動ができる包摂的な社会経済システムの構築（金融包摂）を目指します。高齢化の進展を踏まえると、生活困窮者自立支援制度においても認知機能が低下した方を受け止める場面が増えると考えられるため、関係者のみなさまにはぜひ知っていただきたいモデル事業です！今回は、本モデル事業に取り組む皆様にインタビューを行いました！

インタビューにご協力いただいた本モデル事業に取り組まれている皆様

（写真左から）慶應義塾大学経済学部附属経済研究所 尾川講師、駒村教授、
一般社団法人日本金融ジェロントロジー協会 田堂理事、谷口部長



本事業の狙い

近時、銀行などの金融機関では、認知機能の低下が疑われる高齢顧客の来店が増加しています。金融機関は、継続的な取引関係を基礎とすることから、小売サービス業よりも発見の機会が多くなります。自治体・福祉機関が金融機関との間で見守り協定を締結し、認知症が疑われる顧客を発見した金融機関職員が、自治体や地域包括支援センター等に連携することで、早期発見・早期対応につなげることを目指します。

事業内容

本モデル事業は、高齢者が自ら認知機能の低下に気づかない間に不当な契約をしたり、特殊詐欺に巻き込まれるなど社会経済活動のトラブル多発への問題意識が出发点となっています。金融機関の中には、高齢顧客の様子に異変を感じても、個人情報保護に関するコンプライアンス違反を懸念し、家族以外の第三者への情報提供に躊躇するケースがあります。そこで、本モデル事業では、金融機関が安心して情報提供できるよう、社会福祉法や消費者安全法の枠組みを活用した情報連携の方法を丁寧に説明し、見守り協定の締結などによって、支援を要する方の早期発見・早期対応を目指します。金融機関は、本人を特定する情報に限定して自治体や地域包括支援センターへ情報を提供し、自治体や福祉事務所が対象者の状況を確認後、支援会議での検討の要否を判断します。支援会議での検討対象となった場合には地域包括支援センターや自立相談支援機関などにおいて包括的な支援へ繋がります。さらに、入出金手続の円滑化など福祉と金融の互惠を目的とした新たな金融包摂サービスの開発にも取り組んでいます。

具体事例

ここで支援につながった具体例を紹介します。ある自治体の金融機関に80代の女性が来店しました。この女性はこれまでも何回か通帳をなくしたとあって再発行に来店されており、今回も様子がおかしいと思った金融機関職員が自治体に連絡をしました。この女性は90代の旦那さんと同居していましたが、娘2人は県外に住んでおり頻りに連絡をとっていませんでした。金融機関職員から自治体に情報提供されたことによって重層的支援会議で検討が行われ、情報提供から2ヶ月弱で保佐開始の審判が下り、無事に支援につながりました。

* SIPは府省や分野を横断する5年間の国家プロジェクト。本モデル事業は、包摂的コミュニティプラットフォーム構築のサブ課題に属しており、研究開発から社会実装まで推進する。

②弁護士と行政機関の連携による困窮者支援

愛知弁護士会では、生活困窮者自立支援事業法律支援業務として、愛知県内の自治体に個別に担当弁護士を配置することで、生活困窮者に対する法律相談を行っています。
今回は、愛知県内で活躍される、杉本みさ紀 弁護士にインタビューを行いました！



愛知ひまわり法律事務所 杉本 みさ紀 弁護士

Q1：弁護士が入らないといけない問題とは？

債務問題への対応が圧倒的に多く、債務問題の背景には、虐待やギャンブル依存など複雑な問題を抱えていることが多くあります。

Q2：弁護士として生活困窮者支援に取り組む意味とは？

この生活困窮者自立支援法律支援業務は、困窮者支援と司法の理想的な関係であると考えています。司法側としても、債務問題を抱えた人を対応するときに、少しでも行政の人が関わってくださると、より支援がしやすくなります。また、一人の方をみんなで助けることで、一つの「チーム」として応援できることに喜びを感じます。そして、場合によってはご本人を超えて家族の問題に踏み込むこともでき、生活困窮者支援としては可能性が広がります。

加えて、生活困窮者自立支援制度の中で一番重要であるのは「相談事業」であることを踏まえると、司法と協働して相談事業を行うことで、行政側の職員の方々の相談スキルも向上すると思います。また、役所は部署異動がありますが弁護士は異動がないので、引継ぎもスムーズに行えると思います。

Q3：支援調整会議に杉本弁護士は参加していますか？

はい、参加しています。当初は自治体の方々も弁護士をどう使えばいいかわからなかったと思いますが、最近は少しずつ参加させていただいています。弁護士側としても、支援調整会議に参加することで、自分が抱える顧客がもしかしたら生活困窮者支援の対象者かもしれない気がつくことができ、よりスムーズな支援に繋がれることもあります。

Q4：今後、司法の立場として自治体に求めることは？

相談支援の中では法律問題が関わっている事例が必ずあるはずです。自治体の方々には、もっと気軽に相談していただき、弁護士を活用してほしいと思います。単なる外注先として扱われるのではなく、自治体のみなさんと弁護士で支援方法などと適宜相談しながら、「チーム」として支援していきたいと思います。

Q5：杉本弁護士が法律相談の他に行われている活動を教えてください！

弁護士の活動のほかに、公益社団法人愛知共同住宅協会の理事として活動しています。本協会では、住宅困窮者（生活保護受給者・ホームレス・高齢者・障害者・外国人・子育て世帯等）向け賃貸住宅相談・住宅確保支援事業等を行っています。

③ 弁護士と行政機関の連携による困窮者支援 Ver.2

大阪弁護士会は、2002年8月から、大阪市が設置する自立支援センターで法律相談事業を開始しました。その後、2015年に生活困窮者自立支援制度における相談事業が全国で開始したことに合わせて、大阪府内の自治体と連携しながら法律相談事業を行っています。今回は、その法律相談事業を担当する、小久保哲郎 弁護士にインタビューを行いました！

日弁連 貧困問題対策本部 事務局長 小久保 哲郎 弁護士（大阪弁護士会）

Q1：大阪弁護士会が行っている生活困窮者支援とは？

現在、大阪府内の19市と郡部を担当する大阪府社会福祉協議会と契約し、報酬をいただきながら相談事業を展開しています。相談方法は、月1回役所で開く定例相談のほか、随時相談を受け付けています。随時相談は、福祉関係の相談員の方から電話やメールで受ける場合や、相談員の方が相談者を連れて事務所に来られる場合があります。相談者の状況に応じてご自宅、病院、役所に出張する場合があります。民事法律扶助制度（とりわけ償還猶予・免除）*を徹底活用することで、相談者の経済的な負担の軽減を図っています。



Q2：生活困窮者支援を行う中で大阪弁護士会として工夫していることは？

スムーズな支援を行うためには、福祉関係の相談員との信頼関係と連携が必要です。そのため、生活困窮者支援における相談支援では、相談のたびに弁護士が入れ替わるのではなく、専門性と熱意を持った弁護士が担当制で対応するようにしています。

また、相談員向けに定期的に研修会を開催し、典型的な法律問題を知ってもらう機会を設けています。研修会の案内は大阪府内のすべての自治体にお送りしています。支援を円滑に進めるためには、相談員の方に早期に「これは弁護士にお願いすれば解決できるかも」と思ってもらうことが必要です。そのため、研修会の終了後には懇親会も行い、弁護士と相談員の信頼関係を構築するとともに、異なる自治体の相談員同士の交流も大切にしています。



Q3：どのような法律相談が多いですか？

債務問題への対応が7・8割を占めています。債務問題の背景には、浪費ぐせがあることが多く、何度も自己破産する人もいます。ただ、浪費の背景には障害や依存症が隠れていることが多々あり、支援する際にそこに気が付かなければ、自己破産を繰り返し替えることは当たり前です。そのため、障害が疑われる場合には障害者手帳の申請に、依存症の場合は適切な医療につなげることで、自己破産では免責許可（借金の支払いが免除される決定）が下りやすくなります。

Q4：生活困窮者支援において法律相談を活用する意義とは？

相談員にとっては、法律相談により支援が進むことで、相談者と信頼しあえる関係になり、再出発の契機になることもあります。弁護士にとっては、弁護士だけでは解決できない事案も、相談員の方の支援があることで円滑な解決につながる場合があります。生活困窮者支援の中で法律相談は絶対にニーズがあるので、全国でもっと活用されるべきだと思います！

* 民事法律扶助制度とは、法テラスが実施している資力が乏しい方が法的手続が必要となった場合に弁護士費用・実費を立替払いする制度。要件を満たせば償還の猶予または免除が可能。

インタビュー執筆者より

①の金融包摂モデルの活用に取り組まれている皆様へのインタビューでは、「高齢になるとできないことが増えていく中で、どうやって他者に任せていくのか、他者にどれだけ依存できるかということが真の自立だ」というお話が印象的でした。できないことが増えても、誰もが自己決定ができるような社会のためには、「身守り」ではなく真の「見守り」支援が大切だと思いました。

また、生活困窮者の多くが法律問題を抱えていることを踏まえると、②と③のインタビューにご協力いただいた杉本弁護士や小久保弁護士の活動に代表される司法分野との連携は、今後、より強化していくことが重要です。そのために是非みなさまに知っていただきたい情報を2点お伝えします！

▼ 金融・司法との連携のためのお役立ち情報 ▼

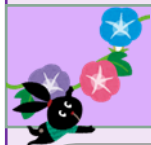
＜支援会議への参画＞

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議のガイドラインP.7-8では、支援会議の構成員として想定される関係機関等として、「法律の専門家（弁護士、司法書士等）」「金融機関等」を明記しています！

支援会議の構成員の開催にあたっては、弁護士や司法書士、地域の金融機関などの参画をぜひ検討ください。

＜国庫負担金等での謝金の取扱い＞

法律の専門家や金融機関等の関係機関が支援調整会議・支援会議に参加した場合には、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の中から報酬（＝謝金）を支出できることとなっていますので、ぜひご活用ください！



今年度も支援ツール活用セミナーを開催します！！



生活困窮者自立支援制度の支援ツールの意義や使い方についての解説を行う「生活困窮者自立支援制度 支援ツール活用セミナー ～支援ツールの意義と使い方を知る～」を今年度も開催します！

日頃から支援ツールと関わりがある方であれば、どなたでもご参加いただけます。

生活困窮者自立支援制度の支援ツールの意義やその使い方の解説に加え、令和7年度にバージョンアップした内容や具体的なプランの作成方法等についてもご説明します。

※6月27日（金）に開催した支援ツール活用セミナー第1回と同じ内容になります。

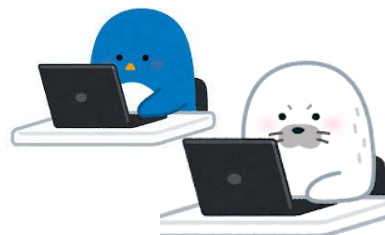
【申込方法】調査・照会システムを通じて自治体あてにご連絡済

【開催日程】7月18日（金）15時～17時

【開催方法】オンライン（Teams）

【セミナー内容】

- ・生活困窮者自立支援統計システム・支援ツールの全体像
- ・支援ツールを入力する目的
- ・支援プロセスと支援ツールの関係性
- ・令和7年度にバージョンアップした内容や具体的なプランの作成方法 等





改正住宅セーフティネット法全国説明会を実施しました！



- 改正住宅セーフティネット法の施行日が令和7年10月1日に決定したことを踏まえ、改正内容の詳細や運用、生活困窮者自立支援制度等をはじめとする福祉分野における居住支援に関する取組状況や連携・活用方法について説明するため、「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」を、6月10日に東京会場を皮切りに全国9都市で、国土交通省と厚生労働省で共同開催しました！
- 自治体（住宅・福祉）職員向けと不動産・福祉・居住支援関係事業者向けの2部構成で開催し、居住サポート住宅の運用等に関して、質疑応答や意見交換を交えながら、福祉と住宅双方の仕組みについて理解を深めていただく機会になりました。

説明会の様子



地域共生社会の在り方検討会議中間とりまとめのご報告



- 厚生労働省では、昨年6月から、人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正での検討規定等を踏まえ、「地域共生社会の在り方検討会議」を実施し、全10回の議論を経て、今年5月28日に中間とりまとめを行いました！

【とりまとめの主な項目】

地域共生社会の更なる展開、身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応、社会福祉法人の在り方、社会福祉における災害への対応

- とりまとめの中では、
 - * 生活困窮者自立支援制度は、包括的な支援体制の整備にあたり特に重要な役割を持つこと。
 - * 将来的には、各地域において包括的な支援体制を、
 - ・生活困窮者自立支援制度を中心に、介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法（既存制度活用型アプローチ）と、
 - ・過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（機能集約型アプローチ）により推進していく必要があること。
- 等、生活困窮者自立支援制度の更なる充実に期待する提言がなされています。

- とりまとめの詳細は、厚生労働省HPからご覧ください！
厚生労働省HP「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58292.html



☆ 室員紹介 ☆

この4月に生活困窮者自立支援室に着任した室員です。よろしくお願いいたします！！



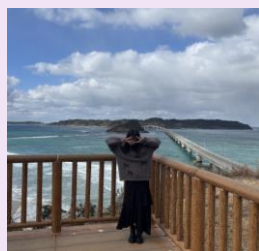
いわた ひろし
岩本 博

- ・ 出身地：千葉県（両親が九州出身で、関東の血は流れてません。）
- ・ 主な担当業務：生活福祉資金、臨時特例交付金
- ・ 最近のマイブーム：「温泉行きてーなあ…」と胸の内で呟く。
- ・ 個人的失敗事例：ありすぎて書き切れません・・・
- ・ ひとこと：初めての地域福祉課。地域福祉センターは30年近く前、身障デいの事業費要求のため、箇所数を確認してました。

- ・ 出身地：千葉県（生まれは東京都）
- ・ 主な担当業務：自立相談、家計改善、生活福祉資金、予算
- ・ 最近のマイブーム：ウルトラマン ※3歳の娘の影響
- ・ 個人的失敗事例：↑とのチェキ撮影会のチケットを家に忘れる
※入場券は電子チケットだったのですが…
- ・ ひとこと：10年以上ぶりに地域福祉課に戻ってきました！



さこう ゆた
左向 祐太



のぶざわ まな
延澤 真菜

- ・ 出身地：福岡県
- ・ 主な担当業務：自立相談、家計改善、生活福祉資金、システム関係、予算
- ・ 最近のマイブーム：ライブに行くこと
- ・ 個人的失敗事例：ライブのグッズをどこかに落としたこと
- ・ ひとこと：2年目でまだまだわからないことも多くありますがご迷惑をおかけしないようがんばります！

- ・ 出身地：神奈川県
- ・ 主な担当業務：データ集計、総務
- ・ 最近のマイブーム：ガーデニング
- ・ 個人的失敗事例：出張チケットの日がちが・・・
- ・ ひとこと：色々学んでお力になれるようがんばります



にしやま
西山 さち

編集後記

暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか？
暑い季節には、お店のお菓子のラインナップにチョコミントが増えて、チョコミン党の私にとってはとても嬉しいです。甘いお菓子はあまり暑い時期には食べようという気持ちにならないのですが、ミントがあることで後味

がすっきりして、たくさん食べてしまいます笑
最後になりましたが、インタビューにご協力いただきました皆さま、ありがとうございました。
次号のニュースレターもお楽しみに！！

